

玉城町長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先

空家バンク登録申込書

空家バンクに登録したいので、玉城町空家バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、空家バンク登録カード（様式第2号）及び本人確認書類の写しを添えて申し込みます。

1 対象物件 空家バンク登録カード（様式第2号）のとおり

2 契約交渉の方法

（いずれかを選択して☑を記入してください。）

直接型を希望

（契約交渉に関わるすべてについて、空家登録者と利用希望者の両者間で責任をもって行います。）

間接型を希望

（契約交渉に関わるすべてについて、(公社)三重県宅地建物取引業協会又は(公社)全日本不動産協会三重県本部に所属する媒介業者へ依頼しますが、法律で定められた仲介手数料が必要となります。なお、媒介業者が複数になる場合は、申請者に選択していただきます。また、物件によっては媒介業者が見つからない場合もありますのでご了承ください。）

3 誓約・同意事項

（次の事項を確認し、該当事項に☑を記入してください。）

- 空家バンク登録にあたり、玉城町空家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、これを遵守します。
- 対象物件の所有者は私（申請者）に相違ありません。
- 空家バンク登録にあたり、対象物件の実地調査に協力します。
- 家屋情報等の確認のため、関連する課税資料を町職員が確認することに同意します。
- 登録情報のうち個人情報以外の情報及び空家写真について、インターネットの利用等により公開するほか、本事業の目的のため利用することに同意します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 利用希望者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、利用希望者との間で解決します。
- 空家バンクを利用することで得られた情報については、玉城町空家バンク制度実施要綱第11条に基づき、適切に取り扱います。

<注意>

- ・玉城町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「空家等登録者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借、売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。
- ・登録期間は、登録日から3年を経過した以後における最初の年度末（3月31日）までになります。ただし、再登録をすることもできます。